

静岡県選挙管理委員会告示第1号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（静岡県第4区）において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

令和2年2月25日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

	基幹放送事業者名	放送回数
テレビジョン放送	株式会社静岡第一テレビ	1
ラジオ放送	静岡放送株式会社	1